

福島第一原子力発電所 規則改正に伴う変更

2020年6月29日
東京電力ホールディングス株式会社

1. 背景・変更箇所

■ 背景

令和2年度より他の原子力施設に新しい検査制度（原子力規制検査）が導入される一方、福島第一原子力発電所については、廃炉作業に対するより効果的な規制を実施するため、実施計画を中心とした一体的な規制制度へと移行することを踏まえ、実施計画の変更を行う。併せて、過去の法令改正に合わせた実施計画の変更を行う。

主なポイントは以下の通り。

- 1F特例政令※¹及び1F規則※²の改正内容に合わせた変更
- 1F規則第5条（品質マネジメントシステム）に係る変更
- 定期安全レビューに係る条文の削除

※1：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令」

※2：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」

■ 変更箇所

実施計画の変更箇所を次頁以降に示す。

1. 背景・変更箇所

■ 実施計画Ⅲ（1）

	実施計画Ⅲ記載箇所	変更概要
第1編	第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	一部変更
	第2条の3 安全文化の醸成	削除
	第3条 品質保証計画⇒品質マネジメントシステム計画	一部変更
	第5条 保安に関する職務	一部変更
	第7条 原子力発電保安運営委員会	一部変更
	第8条 原子炉主任技術者の選任	一部変更
	第9条 原子炉主任技術者の職務等	一部変更
	第10条 原子炉施設の定期的な評価	削除
	第12条 運転員の確保	一部変更
	第68条 保守管理⇒施設管理	一部変更
	第79条 所員への保安教育	一部変更
	第80条 協力企業従業員への保安教育	一部変更
	第81条 記録	一部変更
	第82条 報告	一部変更

1. 背景・変更箇所

■ 実施計画Ⅲ（2）

	実施計画Ⅲ記載箇所	変更概要
第2編	<p>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</p> <p>第2条の3 安全文化の醸成</p> <p>第3条 品質保証計画⇒品質マネジメントシステム計画</p> <p>第5条 保安に関する職務</p> <p>第7条 原子力発電保安運営委員会</p> <p>第8条 原子炉主任技術者の選任</p> <p>第9条 原子炉主任技術者の職務等</p> <p>第9条の2 電気主任技術者の職務等</p> <p>第10条 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>第11条 構成及び定義</p> <p>第12条 原子炉施設の運転員の確保</p> <p>第13条 巡視点検</p> <p>第79条 新燃料の運搬</p> <p>第107条 保守管理計画⇒施設管理計画</p> <p>第107条の3 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施</p> <p>第118条 所員への保安教育</p> <p>第120条 記録</p> <p>第121条 報告</p>	<p>一部変更</p> <p>削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>削除</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p> <p>一部変更</p>
第3編	<p>1 運転管理に係る補足説明</p> <p>1.6 安全確保設備等の運転責任者について</p>	<p>一部変更</p>

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用 規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(1) 1F規 則	①第5条（品質マネジメントシステム）／第2条（定義） ⇒品質管理基準規則※ ³ に係る変更	後述(3)（⑨～⑬）参照
	②第12条（施設管理） ⇒「保守管理」から「施設管理」に変更 ⇒「事業者による検査」の要求が明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第68条（施設管理）*2編は107条 ⇒用語名称の変更 ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 8.2.4 機器等の検査等 ⇒自主検査等の実施に関して明記
	③第14条（運転） ⇒「運転責任者」から「運転管理責任者」に名称変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条（運転員の確保） ⇒用語名称の変更
	④第17条の2（原子炉主任技術者） ⇒原子炉主任技術者の1～6号機共通で選任可能	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条（原子炉主任技術者の選任） ⇒改正内容を反映
	⑤第18条（事故故障等の報告） ⇒報告該当項目の変更（17項目→15項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・第82条（報告）*2編は121条 ⇒改正内容を反映
	⑥第3条（記録） ⇒他条項の改訂に伴う項目や用語名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第81条（記録）*2編は120条 ⇒改正内容を反映
	⑦全般 ⇒その他用語や条項構成の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・全般 ⇒改正内容を反映

※3：「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用 規制	主な規制の変更点 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(2) 1F特 例 政令	<p>⑧福島第一原子力発電所において5・6号炉も含めた発電所全体を実施計画を中心として一体的に規制することを目的として、原子炉等規制法における主に以下規定を適用除外とする規定が改正された (除外対象が1-4号炉から5,6号炉も加わった)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用前事業者検査」(法43条の3の11) ・「発電所原子炉施設の維持」 (法43条の3の14) ・「定期事業者検査」(法43条の3の16) ・「原子力規制検査」(法61条の2の2) 他 	<p>[いずれも2編のみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条の2 (電気主任技術者の職務等) ・第107条の3 (溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施) ・第120条 (記録) ⇒左記適用除外を受け、「定期事業者検査」「溶接事業者検査」に係る記載を削除 <p>[いずれも2編のみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11条 (構成及び定義) 他 ⇒明らかに5・6号炉の実態にそぐわない記載の見直しを図る 例)「定検停止」等

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用 規制	主な規制事項 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(3) 品質管理基準 規則	⑨第48条（機器等の検査等） ⇒「検査の独立性を確保」の要求が明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 8.2.4 機器等の検査等 ⇒独立性の確保に関する内容を追記
	⑩第4条 （品質マネジメントシステムに係る要求事項） 第5項 ⇒「健全な安全文化を育成・維持」の要求が明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条の3（安全文化の醸成） ⇒条項削除（3条に要求事項を移行） ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 4.1 一般要求事項 5.3 品質方針 ⇒要求事項を明記 ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 4.2 文書化に関する要求事項 ⇒マニュアル名称変更（第2条の2に係る法令 遵守のマニュアルと分割）
	⑪第4条 （品質マネジメントシステムに係る要求事項） 第4項 ⇒「リスク管理」の要求が明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 4.2 文書化に関する要求事項 ⇒リスクを管理するQMSマニュアルを制定

2. 変更内容

◆実施計画変更に係る規制内容の変更点と、それを受けた実施計画Ⅲの変更箇所は表の通り

適用 規制	主な規制事項 (実施計画変更が必要な箇所)	実施計画Ⅲの変更点
(3) 品質管 理基準 規則	⑫第13条（品質マネジメントシステムの計画） ⇒「変更管理」の要求が明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条（品質マネジメントシステム計画） 4.2 文書化に関する要求事項 ⇒変更を管理するQMSマニュアルを制定
	⑬全般（1～54条） ⇒様々な要求事項を明記	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条（品質マネジメントシステム計画） ⇒要求事項で明文化されていない内容を明記 ⇒用語の変更 （例：予防処置→未然防止処置）
(4) その他	⑭定期安全レビューの適用除外※ ※過去の法令改正	<ul style="list-style-type: none"> ・第10条（原子炉施設の定期的な評価） ⇒条項削除 ・第7条（原子力発電保安運営委員会） ⇒該当項目削除
	⑮その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全般 ⇒前述①～⑭の変更に派生する変更を実施 （例：呼び込み条文番号の修正 等） ⇒マニュアル名称にある記号番号の削除